



山形県公報

令和元年12月2日(月)

号 外 (20)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (森林ノミクス推進課) … 1

告 示

山形県告示第485号

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和元年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	288.47
相沢川	109.27
田川	525.07
五十川～鼠ヶ関川	85.31
鮭川	616.75
小国川	375.28
銅山川～角川	411.50
北村山	454.11
寒河江川	221.54
月布川～朝日川	97.28
山形	295.44
白川	413.10
荒川	385.29
置賜	521.86
前川	16.42
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.78
田川	348.38
五十川～鼠ヶ関川	143.88
鮭川	44.92
小国川	36.36
銅山川～角川	32.72
北村山	427.86
寒河江川	62.99

